

第24回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 4年 5月25日(水曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|----------------------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 49号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 6件 |
| 第 5 | 報告第 50号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 報告第 51号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 7 | 議案第133号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 5件 |
| 第 8 | 議案第134号 現況証明願について | 1件 |
| 第 9 | 議案第135号 農業振興地域整備計画の変更について | 3件 |
| 第10 | 議案第136号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第137号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第12 | 議案第138号 農地法第5条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第13 | 議案第139号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 15件 |

○出席委員(13名)

3番 高橋 政寿 君	4番 笛木 眞一 君	5番 嶋中 勝 君
6番 津野 斉 君	7番 佐瀬日出夫 君	8番 熊谷 英二 君
9番 澁谷 洋 君	10番 渡邊 裕義 君	12番 甲斐やす子 君
13番 平山 正志 君	14番 小野寺典男 君	15番 森田 享子 君
16番 佐藤 徳市 君		

○議事参与の制限を受けた委員(4名)

●番 ●●●● ●番 ●●●● ●番 ●●●●
●番 ●●●●

○欠席委員(3名)

1番 佐藤 松喜 君	2番 舟山 珠代 君	11番 高松 俊男 君
------------	------------	-------------

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	振興係長 和田千春 君
農地係長 小幡 裕也 君	主任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第24回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は13名、欠席3名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

5番・嶋中君 7番・佐瀬君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第24回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第49号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第49号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容6件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号6まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第49号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり6件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 14.3h a

指名年月日 令和4年5月11日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、平山委員、笛木委員、熊谷委員。

続きまして番号2

あっせん申出者 ●●●●、●●●●さん

申出面積 47.2h a

指名年月日 令和4年4月26日。

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は嶋中委員、渡邊委員、笛木委員。

なお、番号3から番号4につきましては、指名年月日、申出の種類、氏名あっせん委員が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3

あっせん申出者 ●●●●、●●●●さん

申出面積 51.5h a

番号4

あっせん申出者 ●●●●、●●●●さん

申出面積 6.8h a

続きまして番号5

あっせん申出者 ●●●●、●●●●さん

申出面積 2.1h a

指名年月日 令和4年4月21日。

申出の種類 賃貸借。

指名あっせん委員は笛木委員、渡邊委員、平山委員。

なお、番号6につきましては、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が番号5と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号6

あっせん申出者 ●●●●、●●●●さん

申出面積 46.4h a

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号6まで、内容6件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第49号、内容6件は報告のとおり承認されました。

◎報告第50号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第50号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第50号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 平山委員

あっせん委員 笛木委員、熊谷委員

報告年月日 令和4年5月11日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別464-1

現況地目 畑

面積 143,931㎡

価格 9,464,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は 自己資金となっております。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります平山委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山 正志君） 13番・平山。

報告第50号番号1について報告致します。

令和4年5月11日に、笛木委員、熊谷委員と私、事務局より大河原主任で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、令和元年度に農地保有合理化事業により北海道農業公社さんの取得した農地を、●●●●●さんが一時貸付を受けておりましたが、早期売渡を行うものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第50号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第51号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第51号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第51号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●●、●●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 渡邊委員、平山委員

報告年月日 令和4年4月26日

借受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野 7 7 2

現況地目 畑

面積 4,809㎡。

年間賃貸料 1,388円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和 1 4 年 5 月 3 0 日までとなっております。

続いて、土地の所在 字虹別原野 2 1 1 - 1

現況地目 畑

面積 16,676㎡。

年間賃貸料 32,012円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和 9 年 5 月 3 0 日までとなっております。

続いて、土地の所在 字虹別原野 7 7 0 - 1

現況地目 畑

面積 188㎡他 1 筆。

合計面積393㎡。

年間賃貸料 1,257円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和 9 年 5 月 3 0 日までとなっております。

続きまして番号 2

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 笹木委員

あっせん委員 渡邊委員、平山委員

報告年月日 令和 4 年 4 月 2 6 日

借受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野 2 0 8 - 9

現況地目 畑

面積 15,073㎡ほか 3 筆。

合計面積は、171,788㎡。

年間賃貸料 372,851円。

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和 1 4 年 5 月 3 0 日までとなっております。

続いて、土地の所在 字虹別原野 2 0 8 - 1

現況地目 畑

面積 43,902㎡ほか 5 筆。

合計面積は、138,324㎡。

年間賃貸料 336,074円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和 9 年 5 月 3 0 日までとなっております。

続いて、土地の所在 字虹別原野 1 8 8 - 1

現況地目 畑

面積 17,709㎡他2筆。

合計面積105,280㎡。

年間賃貸料 262,917円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和9年5月30日までとなっております。

続いて、土地の所在 宇虹別原野208-7

現況地目 畑

面積 49,106㎡他1筆。

合計面積49,603㎡。

年間賃貸料 118,450円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和9年5月30日までとなっております。

なお番号1から番号2につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木 眞一君） 4番・笛木。

報告第51号番号1及び番号2について報告致します。

あっせん委員の指名がありましたので、現地調査にて賃貸料の算定を行いました。●●●●さんと●●●●さんに承諾を得ましたので、令和4年4月26日に中虹別コミュニティハウスにおいて第2回あっせん委員会を開催し、借り受け希望者を調整し、●●●●さん、●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第51号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第133号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第133号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●番 ●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

議案第133号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり5件となっております。

番号1。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-67。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、131,701㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成27年3月3日。

契約期間、平成27年3月3日から令和7年3月2日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年4月27日となっております。

なお、番号2につきましては、賃貸人氏名、賃借人氏名、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-58。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、56,198㎡ほか1筆。

合計面積は、115,211㎡。

契約年月日、令和3年7月31日。

契約期間、令和3年7月31日から令和13年12月31日までとなっております。

なお、番号1から番号2につきましては、高松委員に調査を依頼しておりましたが、本日欠席しておりますので、とどいております調査報告書をもとに、事務局より代理報告させていただきます。

議案第133号、番号1から番号2について報告致します。

5月12日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

以上で高松委員の代理報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については、原案可決されました。

（●番 ●●●●君復席）

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号3。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字中オソツベツ19の内。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、50,368㎡ほか1筆、合計面積74,840㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成30年6月27日。

契約期間、平成30年6月27日から令和10年6月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年4月11日となっております。

なお、番号3につきましては、高松委員に調査を依頼しておりましたが、本日欠席しておりますので、とどいております調査報告書をもとに、事務局より代理報告させていただきます。

議案第133号、番号3について報告致します。

5月12日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については、原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●番 ●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号4。

貸貸人、●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字阿歴内原野基線127-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、32,205㎡ほか31筆、合計面積397,592㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和3年5月28日。

契約期間、令和3年5月28日から令和13年5月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年4月11日となっております。

なお、番号4につきましては、佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬 日出夫君） 7番・佐瀬です。

議案第133号、番号4について説明させていただきます。

5月18日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、貸貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

貸貸人、●●●●さんと、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・佐瀬

君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については、原案可決されました。

(●番 ●●●●君復席)

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号5。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字標茶534-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、61,036㎡ほか1筆、合計面積61,131㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成31年4月26日。

契約期間、平成31年4月26日から令和11年4月25日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年5月11日となっております。

なお、番号5につきましては、平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 13番・平山君。

○13番(平山正志君) 13番・平山です。

議案第133号、番号5について説明させていただきます。

5月16日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡し時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については、原案可決されました。

以上をもって、議案133号、内容5件は原案可決されました。

◎議案第134号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第134号、現況証明願について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第134号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

土地の所在、字虹別原野59線114-7。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

面積 2,666㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

調査年月日、令和3年10月11日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第134号、番号1について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で、令和3年10月11日に佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査をいたしました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地となっており、農地・採草放牧地以外であることを確認いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、4番・笛

木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第134号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第135号

○会長(佐藤徳市君) 日程第9。議案第135号、農業振興地域整備計画の変更について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第135号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字標茶729番地1。

現況地目、畑。

面積、150,555㎡の内4,093.62㎡他2筆。合計面積は、5,006.33㎡。

事業計画の名称、シートラグーン建設。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等、シートラグーン 1,400㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

他法令の許認可の見通し、農地法4条申請中

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、平山委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 13番・平山君。

○13番(平山 正志君) 13番・平山です。

議案第135号、番号1について報告を致します。

5月11日に笛木委員、熊谷委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。申請地は参考資料の3ページから5ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思います。

この案件は、虹別で営農する●●●●さんが、シートラグーン建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

区分、用途区分変更。

地番、字多和466番地1。

現況地目、畑。

面積、21,408㎡の内594.54㎡。

事業計画の名称、●●●●新加工直売所新築工事。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等、新加工直売所 122.13㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

他法令の許認可の見通し、農地法5条申請中

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田 享子君） 15番・森田です。

議案第135号、番号2について報告を致します。

5月18日に嶋中委員、渡邊委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。申請地は参考資料の6ページから9ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思います。

この案件は、標茶周辺で営農する●●●●さんが、直売所建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題といたします。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●番 ●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

区分、用途区分変更。

地番、字オソツベツ644番地1。

現況地目、畑。

面積、119,929㎡の内5,119.39㎡。

事業計画の名称、乾乳牛舎、堆肥盤、エプロン施設整備事業。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等、乾乳牛舎 540㎡、堆肥盤 136.08㎡、エプロン19.8㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

他法令の許認可の見通し、農地法5条申請中

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであり

ます。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

議案第135号、番号3について報告を致します。

5月17日に高松委員、熊谷委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の10ページから13ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思っております。

この案件は、下オソで営農する●●●●さんが、乾乳牛舎建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

（●番 ●●●●君復席）

以上をもって、議案第135号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第136号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第136号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第136号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

貸付人、●●●●、●●●●さん。

借受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野 1 7 4 - 2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、21,748㎡ほか 2 筆 合計面積は97,178㎡。

契約の種類、賃貸借（許可の日から 3 年間）。

権利設定の理由、貸付人 相手方要望、借受人、粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、年間116,000円。

世帯員又は構成員、借受人 2 名。

畑につきましては、借受人が514,140㎡うち借入地392,722㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 6 番・津野君。

○6 番（津野 齊君） 6 番・津野です。

議案第 1 3 6 号、番号 1 について報告致します。

5 月 1 9 日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸付人の●●●●さんは相手方要望により、借受人の●●●●さんは粗飼料確保のため、今回の申請となりました。

申請地を借り受ける●●●●さんについては農地法第 3 条の許可要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 6 番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 3 6 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 1 3 7 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 1 1。議案第 1 3 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、内容 1 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第137号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶729-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,093.62㎡ほか2筆。合計面積は5,006.33㎡。

農地区分、農振農用区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、シートラグーン建設のため。

転用計画内容は、期間、許可日の日から永久。

シートラグーン、1,400㎡。

作業スペース・作業用道路、3,606.33㎡。

調査委員については、平山委員、笛木委員、熊谷委員。

調査結果につきましては平山委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山 正志君） 13番・平山です。

議案第137号、番号1について報告致します。

5月11日に笛木委員、熊谷委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから5ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は虹別で営農する●●●●さんで、シートラグーン建設のため農地の永久転用を申請するものです。

詳細については、記載のとおりと確認しており、実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められず、今後も営農を続けるうえで必要なものであることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第137号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第138号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第138号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第138号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件であります。

番号1。

所有者、●●●●，●●●●さん。

転用者、●●●●，●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野677-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、12,894㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、火山灰採取となっております。

転用計画内容、期間、許可日の日から3年間。

採取地、11,273㎡。

搬出路、203㎡。

保安地、1,418㎡。

調査委員は、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

調査結果につきましては笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木 眞一君） 4番・笛木。

議案第138号、番号1について報告致します。

5日11日に熊谷委員、平山委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の14ページから21ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地で火山灰土採取を目的とした一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から火山灰土採取という限定的な目的で、

代替地もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字多和466-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、594.54㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、直売所建設事業となっております。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

直売所、122.13㎡。

駐車場、226.80㎡。

通路スペース 245.61㎡。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査結果につきましては森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田 享子君） 15番・森田。

議案第138号、番号2について報告致します。

5日18日に嶋中委員、渡邊委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の6ページから9ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、多和で営農する●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地の直売所建設を目的とし、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても
妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで、
必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森
田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっており
ますので、除斥を求めます。

（●番 ●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

所有者、●●●●，●●●●さん。

転用者、●●●●，●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ644-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,119.39㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、乾乳牛舎新設事業となっております。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

乾乳牛舎、540㎡。

堆肥盤、136.08㎡

エプロン 19.80㎡

作業スペース、4,423.51㎡。

調査委員は、澁谷委員、高松委員、熊谷委員。

調査結果につきましては熊谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷。

議案第138号、番号3について報告致します。

5日17日に高松委員、熊谷委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の10ページから13ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、下オソツベツで営農する●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地の乾乳牛舎建設を目的とし、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで、必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

（●番 ●●●●君復席）

以上をもって、議案第138号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第139号

○会長（佐藤徳市君） 日程第13。議案第139号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容15件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●番 ●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第139号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり15件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-58。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、56,198㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和4年5月31日から令和13年12月31日まで。

土地の引渡時期、令和4年5月31日。

金額、年間22,600円。

支払方法、毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2及び番号3につきましては、利用権設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-60。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、59,013㎡。

金額、年間23,600円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-67。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、131,701㎡

金額、26,340円となっております。

なお、番号1から番号3につきましては高松委員に調査を依頼しておりましたが、本日欠席しておりますので、とどいております調査報告書をもとに、事務局より代理報告させていただきます。

議案第139号、番号1から番号3について報告致します。

事務局より調査依頼があり、5月12日に現地調査を行ってまいりました。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付け、借主の●●●●さんは新規、●●●●さんは継続、●●●●さんは新規で、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格で

あると判断いたしました。

以上で高松委員の代理報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については原案可決されました。

（●番 ●●●●君復席）

続いて番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西標茶155-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、54,500㎡ほか7筆。

合計面積は、187,097㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年5月31日から令和14年5月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年5月31日。

金額、年間540,000円。

支払方法、毎年11月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきましては嶋中委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第139号、番号4について報告致します。

5月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付するものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格で

あると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中オソツベツ19の内。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、50,368㎡ほか1筆、合計面積74,840㎡。

利用権設定等の種類、賃貸借の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年5月31日から令和14年5月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年5月31日。

金額、年間120,000円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5につきましては高松委員に調査を依頼しておりましたが、本日欠席しておりますので、とどいております調査報告書をもとに、事務局より代理報告させていただきます。

議案第139号、番号5について報告致します。

事務局より調査依頼がありまして、5月12日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●番 ●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野東1線25-1の内。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、675㎡ほか40筆。

合計面積は、216,008㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年5月31日から令和9年5月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年5月31日。

金額、年間382,236円。

支払方法、毎年11月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号6につきましては熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 8番・熊谷君。

○8番（熊谷 英二君） 8番・熊谷です。

議案第139号、番号6について報告致します。

5月13日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付するものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格で

あると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 8 番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 6 については原案可決されました。

（●番 ●●●●君復席）

続いて番号 7 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号 7。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶 5 3 4 - 1 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、59,378㎡ほか 1 筆。

合計面積は、59,473㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 4 年 5 月 3 1 日から令和 1 4 年 5 月 3 0 日まで。

土地の引渡時期、令和 4 年 5 月 3 1 日。

金額、年間 60,000 円。

支払方法、毎年 1 1 月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号 7 につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 3 番・平山君。

○1 3 番（平山 正志君） 1 3 番・平山です。

議案第 1 3 9 号、番号 7 について報告致します。

5 月 1 6 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付するものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし、適格で

あると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） ●●●●さんの土地について、合意解約での面積と今言われた面積と違いがあるのですが。

○会長（佐藤徳市君） 農地係長・小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

説明いたします。平成31年当時に契約した面積については、61,036㎡となっておりますが、毎年、中山間の現況面積に合わせて農地台帳を変更しております。現時点で契約するときには、59,378㎡となりますので、面積が違うというのはその様な理由となっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 森田君、よろしいですか。

○15番（森田享子君） はい。

○会長（佐藤徳市君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

お諮り致します。

番号8から番号14まで内容7件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号14まで内容7件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野211-1の内。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、16,676㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年5月31日から令和9年5月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年5月31日。

金額、年間32,012円。

支払方法、毎年11月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号9及び番号10につきまして、利用権の設定等をする者が、番号9から番号14までにつきまして、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号8と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字虹別原野770-1。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、188㎡ほか1筆。合計面積、393㎡。

利用権の期間、令和4年5月31日から令和9年5月30日まで。

金額、年間1,257円となっております。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字虹別原野772。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、4,809㎡。

利用権の期間、令和4年5月31日から令和14年5月30日まで。

金額、年間1,388円となっております。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野208-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、43,902㎡ほか5筆。合計面積は、138,324㎡。

利用権の期間、令和4年5月31日から令和9年5月30日まで。

金額、年間336,074円となっております。

なお番号12から番号14につきましては、利用権の設定等をする者が、番号11と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字虹別原野188-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、17,709㎡ほか2筆。合計面積は、105,280㎡。

利用権の期間、令和4年5月31日から令和9年5月30日まで。

金額、年間262,917円となっております。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字虹別原野208-7。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、49,106㎡ほか1筆。合計面積は、49,603㎡。

利用権の期間、令和4年5月31日から令和9年5月30日まで。

金額、年間118,450円となっております。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野208-9。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、15,073㎡ほか3筆。合計面積は、171,788㎡。

利用権の期間、令和4年5月31日から令和14年5月30日まで。

金額、年間372,851円となっております。

なお、番号8から番号14につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号14まで内容7件については原案可決されました。

続いて番号15を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別464-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、143,931㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和4年5月31日。

対価の支払い期限、令和4年6月30日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、9,464,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号15については、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15については原案可決されました。

以上をもって、議案139号、内容15件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第24回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第24回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時32分閉会）